

新型コロナウイルス感染症の拡散による関税および通商に関する韓国政府の主な政策の骨子

新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）の拡散が続いているため、マスクおよび手指消毒剤等の韓国内における保健物資の需給が困難になっており、世界的な景気低迷と海外工場の閉鎖による原材料・副資材の需給の困難等により、韓国の輸出入企業の被害が急速に拡散しています。

これを受け韓国政府は、保健物資需給に関する規制を強化する一方、輸出入企業に対する税政支援策を設けており、今後追加的な支援政策が発表されるものと見込まれています。

以下では、COVID-19の流行により、新しく施行される保健物資需給に関する緊急需給調整措置と、関税に関する主な税政支援策および主要交易国の現地動向を中心に検討します。

1. 保健物資の緊急需給調整措置の実施

食品医薬品安全処は、国内における保健物資の円滑な受給を図るため、2020年2月12日付で「物価安定に関する法律」に基づく「マスクおよび手指消毒剤緊急需給調整措置」（食品医薬品安全処告示第2020 - 14号）を制定しており、2020年3月6日付の改正によりマスク輸出を原則的に禁止する等、政策目標を達成するために強力な措置を施行しています。

緊急需給調整措置の主な内容としては、マスクおよび手指消毒剤生産業者は、上記告示第3条に基づき生産量、輸出量、国内在庫量、在庫量等を食品医薬品安全処長に対して申告しなければならず、マスクの主要原材料であるフィルター用不織布（以下「MBフィルター」という。）も同様に、当日の購買量、購買単価、購買先、使用量、在庫量等を適時申告しなければなりません。

また、告示の施行初期にはマスク生産業者および販売業者を区分し、生産業者は一定量を輸出できるものとしていましたが、2020年3月6日付の2次告示改正により人道的な目的等のために関連機関からの事前承認を受けた場合を除いては、原則としてマスク輸出を禁止するものと規制が強化されました。

これにつき、関税当局は、輸出禁止物品の不法搬出行為および密輸を防ぐため、関連機関の協力を得て取り締まりを行っています。特に、事前承認を受けていないマスクを輸出するか、他の品名として偽装し輸出申告をした業者および密輸出入業者は、輸出数量とは関係なく重要取り締まりの対象となっており、保健物品の買い占め・売り惜しみと見られる事案の場合には、関連機関に対し調査を依頼しています。

緊急需給調整措置に違反する場合、物価安定に関する法律第25条ないし第26条に基づき、2年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金に処されることがあり、これに加えてマスク生産業者または販売業者がマスクの買い占め・売り惜しみ行為をする場合、同告示第8条に基づき該当マスク全量に対して政府から在庫命令を受けることがあります。

2. COVID-19に関する主な税政支援

関税庁等の関連機関は、COVID-19の拡散を受け、原材料・副資材等の需給困難およびその他の原因により経営困難を抱えている輸出入企業の負担を緩和するために支援対策を設けています。その主な内容は、以下の通りです。

(1) 輸入マスクおよびMBフィルター割当関税の緊急施行

政府は、2020年3月17日付の国務会議にて、マスクおよびMBフィルターの関税率を2020年6月30日までに0%まで引き下げる『割当関税規定(大統領令)改正案』を議決し、これにより2020年3月18日付で以下のように割当関税を緊急施行しています。

- * 割当関税：円滑な物資需給等のため、基本関税率から±40%の範囲内で一時的に調整する制度（関税法第71条第1項）

<割当関税品目および税率>

| 品目 (HSK) | 規格 | 関税率 (%) | | 限界数量 |
|--|------------------------|---------|----|------|
| | | 基本 | 割当 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 紡織用繊維製品 (6307.90.9000) | 手術用・保健用マスク | 10 | 0 | 全量 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 不織布 (5603.12.1000) (5603.12.9000) (5603.92.0000) | メルトブロー (Melt Blown) | 8 | 0 | 全量 |

これにより、輸入マスクに対する関税負担がなくなることで国内への供給余力が拡大し、主要原資材であるMBフィルターを無関税で輸入できるようになり、マスク生産企業の原価負担も緩和されるものと予想されます。

(2) COVID-19被害企業に対する特別税政支援の施行

政府は、COVID-19の拡散による原資材等の需給（輸入）に支障が生じ経営が厳しくなっている輸出入企業に対し、2020年2月6日から以下のように特別税政支援を実施しています。

- ・ 第一、対象企業が管轄税関に対し納付計画書を提出する場合、無担保で最大1年の範囲内で納付期限が延長されるか、または、分割納付することができます。
- ・ 第二、対象企業が関税調査対象である場合、被害救済が終わるまで関税調査を猶予することができます。調査中の企業である場合、関税調査の延期を申請することができます。
- ・ 第三、書類なしで関税還付申請が可能であり、申請当日にも還付金を受け取ることができます（先支給・後審査）。

税政支援を希望する企業は、輸出入企業支援センターから被害企業であるか否かについて確認を受けた後、具備書類を添付して管轄税関に支援申請をすることができます。これにつき、関税庁は、2020年3月30日から2020年4月17日までの3週間、COVID-19非常事態克服のための制度改善アイデアを追加でまとめるものとしているため、関税行政の改善および支援が必要な輸出入企業の場合、関連規制改革に関する意見申し立てができる機会を活用できるものと思われます。

(3) COVID-19による原材料・副資材の緊急航空輸入時における関税負担の緩和

関税庁は、COVID-19の拡散を受け、原材料・副資材の需給が困難になっている国内の製造業界を支援するため、緊急に航空運送する部品および部分品に対し、航空運送費用ではなく海上運送費用を適用し、関税負担が緩和されるよう支援する政策を設けています。

適用対象は、関税庁長が別途で公告する物品に限られるが、現在は自動車生産に用いられるワイヤリングハーネス(HSK 8544.30-0000)、その他プラスチック絶縁電線(HSK 8544.42-2090)および直流電動機(HSK 8501.10-1000)の3品目が適用対象として公告されています(2020年2月5日以後の輸入申告分)。

3. 主要交易国の現地動向

関税庁が配布した主要交易国別の現地動向資料(2020年3月20日第2020-27号、2020年3月24日第2020-29号、2020年3月30日第2020-33号2020年3月30日を各々参照)によると、COVID-19の拡散により米国、欧州連合、アセアン主要国は、次のような措置を取っています。

(1) 米国

- ・ カナダ政府との協議の上、貿易等を除いた北側国境を閉鎖(2020年3月18日)しており、メキシコに接する南側国境も閉鎖(2020年3月21日)すると発表した。
- ・ 医療製品、原資材等を中心に中国産物品に対する関税引き下げ要求が増えており、手術用マスク、診察用手袋、消毒用ウェットティッシュ等約100種類の医療用品に対しては、2020年3月7日から中国に対する輸入関税を免除した。
- ・ 米国関税庁は、品目分類原産地等に対する法令解釈等の要請を受けているものの、回答期間が遅れる可能性について公表した。

(2) 欧州連合(EU)

- ・ ベルギーのブリュッセルにて開催される世界関税機構(WCO)会議は、COVID-19の拡散により、4月開催予定の会議も取り消しまたは延期された。
- ・ WCOは、COVID-19対応の専用ウェブページを開設し、各税関別の輸出入措置事項および連絡先を掲載することで、各国の税関措置の確認および問い合わせ先に対し迅速に確認できるよう

措置を取っている。

- イタリアは、2020年4月4日までに移動措置制限を施行しているが、これが延長される可能性も高いと分析されている。また、フランスの場合、航空機への乗り換えは可能であるものの、欧州連合内における陸路移動は国境措置に基づき許可証がない場合、一部国家への移動は不可能である。
- ドイツ内における入国可能長期滞留は、永住権、滞在許可、EUブルーカード所持者に限定しており、3ヵ月滞在ビザやワーキングホリデービザは該当しない。

(3) アセアン

- ベトナムの場合、マスク輸出は、国際援助の目的でベトナム政府が承認した数量（国内生産量の25%）以外には制限されている。
- インドネシアは、4月から製造業において原材料として用いられる鉄鋼製品、塩、砂糖、小麦粉、医薬品および原料等に対する輸入要件確認を簡素化し、関税庁が選定した優秀企業（AEO認証136企業等）に対する輸出入制限品目の自動許認可および検査報告書提出免除を実施する予定である。

上記の内容につき、ご質問等がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。より詳細な内容について対応させていただきます。

Contacts

[日本チーム]

☎ +82-2-316-4114

✉ jpg@shinkim.com

[関税チーム]



禹導勳
Partner

☎ +82-2-316-1623

✉ dhwoo@shinkim.com



鄭鎮溶
Customs Consultant

☎ +82-2-316-1711

✉ jyujung@shinkim.com



林準熙
Customs Consultant

☎ +82-2-316-1727

✉ jhlim@shinkim.com

SHIN & KIM 法務法人(有) 世宗

The content and opinions expressed within Shin & Kim LLC's newsletter are provided for general informational purposes only and should not be considered as rendering of legal advice for any specific matter.